

# 林野火災注意報・林野火災警報

令和8年3月1日運用開始

岩手県大船渡市の大規模な林野火災を受けて

「林野火災注意報・林野火災警報」が運用開始となります。

西部仙南(白石市・蔵王町・七ヶ宿町・川崎町)

林野火災注意報の発令基準

気象状況のうち『乾燥注意報』と『強風注意報』の両方が発表された時。

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、『暴風警報』や『顕著な少雨』を発表した時(※1)又は火災予防上・警戒上危険であると認めた場合。

※1 顕著な少雨(平年と比較して降水量が少ない状況等をいう)を発表した時とは気象庁が「少雨に関する気象情報」を発表した時や、気象庁等が臨時の記者会見等を開き少雨に関して注意喚起をした時をいう。

林野火災注意報・警報は1月1日～5月31日(※2)までの期間に発令します。

※2 令和8年においては、3月1日～5月31日が対象期間となります。  
令和9年以降は、1月1日～5月31日となります。

注意報・警報が発令された場合、仙南地域広域行政事務組合火災予防条例第29条に基づき「火の使用の制限」がかかります。

「火の使用の制限」とは

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報 → 火の使用の制限に努めて下さい。  
警報発令前の注意喚起で、罰則はありません。

林野火災警報 → 火の使用の制限が義務となり、罰せられる場合があります。  
(消防法により30万円以下の罰金または勾留)

発令された場合は、消防車両等の巡回やしろいし安心メールなどでお知らせします。